



高齢者肺炎球菌感染症の予防接種について

肺炎球菌による感染症は、高齢者の肺炎の原因で最も多く重症化しやすいといわれています。

高齢者や慢性疾患をお持ちの人は、肺炎球菌による感染症を予防し重症化を防ぐため、予防接種を受けて免疫をつけることをお勧めします。(ただし、すべての肺炎を予防できるわけではありません)

【令和2年度の接種対象者】

四万十町にお住まいの、下記の①または②に該当する人

※過去に高齢者肺炎球菌感染症（23価）の接種を受けたことがある場合は対象外

①令和2年度に右記の年齢となる人（※令和2年度のみ対象）

②接種時に60歳から65歳未満の方で、心臓、腎臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能で通常の日常生活が困難な程度の障害を有すると医師が認めた方

対象年齢	生年月日
65歳	昭和30年4月2日～昭和31年4月1日生
70歳	昭和25年4月2日～昭和26年4月1日生
75歳	昭和20年4月2日～昭和21年4月1日生
80歳	昭和15年4月2日～昭和16年4月1日生
85歳	昭和10年4月2日～昭和11年4月1日生
90歳	昭和5年4月2日～昭和6年4月1日生
95歳	大正14年4月2日～大正15年4月1日生
100歳	大正9年4月2日～大正10年4月1日生

※上記の年齢の方は、誕生日が来ていなくても、年度内（令和2年4月1日～令和3年3月31日）であれば接種可能です。

【接種期間】 令和2年4月1日～令和3年3月31日まで

【接種料金】 2,000円

※生活保護受給者は、接種前に下記の各窓口で自己負担金免除証明書発行手続きを行い、医療機関に提出すれば自己負担金なしで接種を受けられます。

【接種方法】 県内の受託医療機関での個別接種（予診票が必要）

①65歳に達する人には予診票を送付

※70歳以上の対象者で過去に高齢者肺炎球菌感染症（23価）の予防接種を受けたことがなく、接種を希望する人は、下記の窓口にて予診票を交付（郵送可）します。

②の対象者で接種を希望する人は、下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

健康福祉課 ☎22-3115 大正地域振興局 町民生活課 ☎27-0112 十和地域振興局 町民生活課 ☎28-5112

高知県中小企業耐震診断等支援事業費補助金のご案内

高知県では、南海トラフ地震対策として、従業員の命を守るとともに地震発生後の早期復旧につなげるため、県内中小企業者（製造業）が行う耐震診断や耐震設計などに要する費用を一部助成する補助制度を設けていますので、ご活用ください。

1 対象者

県内で製造業を営む中小企業者であって、BCP（事業継続計画）を策定しているもの

2 対象事業

- ①耐震診断
- ②耐震設計（建替設計を含む）

3 対象建築物

事務所・工場等で昭和56年5月31日以前に建築された建築物であること

4 補助率／補助限度額

耐震診断：2/3以内／133万3千円まで
耐震設計：2/3以内／200万円まで

5 補助要件

耐震診断および耐震設計の内容に関し、四国耐震診断評定委員会などの評定を受け、適切と評価を受けること など

【お問い合わせ先】

高知県商工労働部商工政策課事業推進担当
☎088-823-9692



福祉サービスで悩んだり、困ったりしていることはありませんか？

社会福祉施設(老人ホームや障害者施設、保育所など)やホームヘルプサービスといった福祉サービスの利用においての疑問や悩みなどの困りごとは、その事業者との話し合いでの解決が望めます。

しかし、話し合いだけでは解決しなかったり、直接話すことに抵抗を感じたりする場合もあります。そのような時には、福祉サービス困りごと解決委員会にご相談ください。秘密厳守で対応させていただきます。

【お問い合わせ先】

〒780-8567高知市朝倉戊375-1
高知県立ふくし交流プラザ
高知県運営適正化委員会(福祉サービス困りごと解決委員会)
☎088-802-2611 FAX 088-844-9443
e-mail:kaiketsu@pippikochi.or.jp(FAXとメールは24時間受付)

相談は無料。

受付時間は、
平日午前9時～午後4時まで。
(年末年始を除く)



在宅介護手当について

四万十町では、在宅福祉を推進するため、在宅で常時介護を要する寝たきりや重度の認知症の方を介護している方に、在宅介護手当を支給しています。



対象者 四万十町に住所を有する重度の要介護者を、3か月以上在宅で介護している方

「重度の要介護者」とは、**要介護2～5**で寝たきりもしくは日常生活に支障をきたす症状のある認知症の方が該当になります。

- ①寝たきりの場合…排泄、入浴、食事、移動、着替えの3項目以上に全介助または一部介助が必要な方。
- ②認知症の場合……日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、被害妄想やひどい物忘れなど認知症による不適応行動が2つ以上ある方。

支給額 月額2万円

支給月 4月、7月、10月、1月

※具体的には、詳細な規定があります。希望者には所定の申請書を提出していただき、手当の支給対象となるか調査のうえ、審査、決定されます。

【お問い合わせ先】

四万十町地域包括支援センター ☎22-3385
四万十町地域包括支援センター西部支所 ☎27-1212

5月は赤十字会員 増強運動月間です

【お問い合わせ先】

日赤高幡地区四万十町分区
健康福祉課 ☎22-3115

日本赤十字社は、災害救護やいのちと健康を守る各種講習を通じ、県民の皆さまとともに「人間のいのちと健康、尊厳を守る」取り組みを進めています。

こうした活動は、皆さまからお寄せいただく活動資金（会費・寄附金）で行われています。

本年も皆さまの温かいご支援をお願いいたします。